

## 次世代起業家育成事業高校生向けプログラム開催業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

高校生を対象に、学校外の多様な場での経験や社会との繋がりを重視した実践型のプログラムを実施することで、若年層から起業家精神の養成を図り、金沢の未来を担う産業人材を育成するための業務を実施する最適な候補者を、このプロポーザルによって選定することを目的とする。

### 2 一般事項

#### (1) 名称

次世代起業家育成事業高校生向けプログラム開催業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

#### (2) 方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

#### (3) 主催者及び事務局

ア 主催者 金沢市

イ 事務局 金沢市経済局産業政策課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

電話 076-220-2204 FAX 076-260-7191

メール sansei@city.kanazawa.lg.jp

#### (4) 実施要領等の交付の方法等

ア 方法 本市のホームページにて公表する。

イ 交付資料(ア) 公募型プロポーザル実施要領

(イ) 業務委託仕様書

(ウ) 提出書類様式

#### (5) 日程

内 容	日 程
公募開始	令和8年4月10日（金）
参加表明書の提出期間	令和8年4月10日（金）～4月24日（金）
参加資格確認結果通知及び 企画提案書の要請	令和8年4月27日（月）
質問受付期限	令和8年5月7日（木）
質問回答期限	令和8年5月11日（月）
企画提案書の提出期間	令和8年4月27日（月）～5月20日（水）
プレゼンテーション審査	令和8年6月上旬予定
結果通知	令和8年6月中旬予定

### 3 応募資格

#### (1) 応募者の資格要件

応募者は、次の条件のすべてに該当する者とする。

ア 応募者は、次の要件に該当する者とする。なお、応募者は別の応募者の協力事業者となることはできない。

(ア) 金沢市の令和8年度の役務の入札参加資格を有すること。なお、有資格者以外の者は、参加表明書の提出期限までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査終了までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

（入札参加資格申請については金沢市公式ホームページを参照。）

(イ) 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。提出日から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

(ウ) 次の a から c のいずれにも該当しないこと。

a 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者

b 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者

c 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。

(エ) 別紙「次世代起業家育成事業高校生向けプログラム開催業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づく要件に対応できること。

## (2) 応募資格の制限

次に該当する者は、3 (1) の有資格者であっても、本プロポーザルに応募してはならない。また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

ア 次世代起業家育成事業高校生向けプログラム開催業務委託選定委員会委員

イ アが自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

## 4 当選者の業務概要

当選者の業務

- (1) 業務名 次世代起業家育成事業高校生向けプログラム開催業務委託（以下「本業務委託」という。）
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 本業務委託契約締結日（令和 8 年 7 月 1 日予定）から令和 9 年 3 月 31 日まで  
※ただし、本業務を誠実かつ効果的に執行した場合は、本業務期間終了後から令和 10 年度まで、年度毎に予算の範囲内で随意契約をすることができるものとする。

## 5 提案条件、提出書類等

### (1) 提案条件

提案に当たっては、以下の条件により行うものとする。

ア 業務委託費上限額 1,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 著作権その他の取扱い

作成した成果品は、金沢市がその権利を有するものとする。

### (2) 提出書類の内容及び提出方法等

ア 参加表明書

(ア) 提出書類

・様式 1 参加表明書

・会社概要書 ※任意様式、パンフレットでも可

(イ) 提出方法 原本 1 部及び電子ファイル

(ウ) 提出期間 2. (5). 「参加表明書の提出期間」に同じ

(エ) 提出先 2. (3). イに同じ

(オ) 照会窓口 参加表明書の作成について不明な点がある場合には、以下の場所に照会すること。

a 照会場所 上記提出先に同じ

b 照会期間 上記提出期間に同じ

## イ 企画提案書

### (ア) 提出書類

- ・様式2の1 企画提案書（表紙）
- ・様式2の2 企画提案書（詳細）
- ・参考見積書 ※任意様式

（業務委託仕様書に定める各項目について積算した参考見積書を提出すること）

(イ) 提出方法 原本1部及び電子ファイル

(ウ) 提出期間 2. (5). 「企画提案書の提出期間」に同じ

(エ) 提出先 2. (3). イに同じ

(オ) 質疑応答 提案内容に関する質疑は様式3 質問書に記載し、以下の場所に電子メールにて提出すること。

a 受付場所 上記提出先に同じ

b 受付期限 2. (5). 「質問受付期限」に同じ

c 回答期限 2. (5). 「質問回答期限」に同じ

回答は市のホームページにて公表する。

ウ 参加表明書及び企画提案書は提出後、記載された内容の変更は認めない。参加資格確認終了後、参加資格確認結果通知書を交付する。

### (3) その他

ア 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

イ 提案は、1者につき1件に限る。

ウ 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。

## 6 企画提案書の特定基準

大分類	小分類
業務提案（55点）	1 業務全体の方針
	2 提案者の強み
	3 実践型プログラムの実施
	4 情報発信
	5 今後の展望
運営・連携（20点）	6 運営体制
	7 スタッフの知識・技能
	8 ネットワークの形成
全体評価（25点）	9 業務の目標設定
	10 意欲・熱意
	11 経費の内訳

## 7 特定方法、結果の通知等

### (1) 企画提案書の特定方法

企画提案書及びプレゼンテーションの内容により、「6 企画提案書の特定基準」に基づき、各選定委員が審査を行い、点数を付け、その審査結果の合計得点が最も高い企画提案書を特定する。

審査結果の合計得点が最も高い企画提案書が同点で複数あった場合には、これらの企画提案書についてのみ、再度、あらかじめ設定した課題に対し提案された内容に関し、選定委員の合議による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算もしくは減算を行い、合計得点の優劣を付け、特定するものとする。

### (2) プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションの日時、場所については、企画提案書の提出者に対し通知する。

なお、提出された企画提案書を基にプレゼンテーション審査を行うが、説明に用いる資料

を別途パワーポイント等で作成し、スクリーンに投影し説明すること（紙の配布は不可）。また、別途作成した資料の内容は、すべて企画提案書に記載した範囲内の説明にとどめるものとし、企画提案書の内容に反するものや、企画提案書の内容を超える説明がなされた場合でも、その内容が採点の対象となることはない。ただし、質疑応答の際に企画提案書に記載のない事柄について問われた場合は、この限りではない。

(3) 次世代起業家育成事業高校生向けプログラム開催業務委託選定委員会

次世代起業家育成事業高校生向けプログラム開催業務委託選定委員会は、次の5名で構成する。

- 石原 正彦 （金沢工業大学経営情報学科教授）
- 福島 健一郎 （一般社団法人コード・フォー・カナザワ 代表理事）
- 今野 慈彦 （日本政策金融公庫北陸創業支援センター所長）
- 志賀 嘉子 （文部科学省アントレプレナーシップ推進大使）
- 古谷 健 （金沢市経済局長）

(4) 審査結果の公表

審査の結果については、令和8年6月中旬に当選者を公表するとともに、企画提案書の提出者に対し、審査結果を通知する。

なお、審査結果の詳細等について電話での問い合わせには、いかなる場合も応じられない。

## 8 その他

(1) 非選定及び非特定理由の説明

ア 選定されなかったもの及び特定されなかったものに対しては、その旨を書面により通知する。

イ 上記アの通知を受けたものは、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日 を定める条例（平成2年条例第1号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができる。なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(2) 失格

次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- イ 関係者に対する不正な行為を行ったと認められる場合
- ウ その他この要領に違反する場合

(3) その他

ア 選定委員への質疑、照会、連絡、相談等は、いかなる場合も認められない。

イ 提出書類は、選定及び特定を行う作業等必要な範囲において、複製を作成することができる。

ウ 提出書類に記載された総括責任者等は、特別の理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。

エ 提出書類は、返却しない。

オ 特定した企画提案書について金沢市が必要に応じて展示、出版等を行う場合、特定者は、金沢市に協力するものとする。

カ 特定した企画提案書の著作権は、特定者に帰属するものとする。ただし、金沢市は特定者の許諾を得ることなく、無償で企画提案書を利用すること（公表し、複製し、展示すること等をいう。）ができるものとする。

キ 具体的な実施作業は、契約後に金沢市と協議のうえ進めるものとする。